# 省　令

## ○国土交通省令第六十一号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百十七号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項及び第十五項（これらの規定を同法第八十七条第一項、第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第七条の三第一項、第七十七条の五十六第二項において準用する第七十七条の三十六第二項、第九十三条の三並びに第九十七条の四第一項及び第二項の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

### 建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

**第一条**　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二(一)の項中「取り付け部分」を「取付け部分」に、

| | |
|---|---|
| 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置 | 特定天井（令第三十九条第三項に規定する特定天井をいう。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置 |

を

| |
|---|
| 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又は摩損防止のための措置 |

に改め、「又は令第三十九条第二項」の下に

| |
|---|
| 令第三十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |

を

| |
|---|
| 令第三十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |

に改め、「若しくは第三項」を加え、

| |
|---|
| 令第三十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |

を

| |
|---|
| 令第三十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |

に改め、同表(七)の項中「第三条の二第一項第十一号」を「第三条の二第一項第十二号」に

| |
|---|
| 令第三十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |

を

| |
|---|
| 令第三十九条第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 |

に改め、同表第四中(五十二)項を(五十三)項とし、(二十五)項から(五十一)項までを一項ずつ繰り下げ、(二十四)項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| (二十五) | 特定天井の構造を令第三十九条第三項の認定を受けたものとする建築物 | 令第三十九条第三項に係る認定書の写し |

第一条の三第四項の表一(十)の項中

| |
|---|
| エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造 |

を

| |
|---|
| エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造 |
| ベーターの釣合おもりの構造 |

に、

| | |
|---|---|
| エレベーターの荷重を算出した際の計算書 | エレベーターの各部の固定荷重 |
| | エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法 |
| | エレベーターのかごの床面積 |
| | 令第百二十九条の四第三項第六号の構造計算の結果及びその算出方法 |
| | 令第百二十九条の四第三項第七号の構造計算の結果及びその算出方法 |
| 令第百二十九条の四第三項第六号又は第七号の規定に適合することの確認に必要な図書 | エレベーターの荷重を算出した際の計算書 |
| | エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法 |
| | エレベーターのかごの床面積 |

に、

| |
|---|
| エスカレーター様書 |

を

| | |
|---|---|
| エスカレーターの勾配及び揚程 | 定荷重 |
| エスカレーターの踏段の定格速度 | 載荷重及 |
| 保守点検の内容 | 面積 |

の仕

を

| | |
|---|---|
| 各階平面図 | エスカレーターの位置 |
| エスカレーターの仕様書 | エスカレーターの勾配及び揚 |
| | エスカレーターの踏段の定格 |
| | 保守点検の内容 |